

○行政手続に係る審査基準等の作成及び公表要領の制定 について

(平成 20 年 2 月 22 日例規第 19 号)

この度、別添のとおり「行政手続に係る審査基準等の作成及び公表要領」を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上に努めることとしたので適切な運用に努められたい。

別添

行政手続に係る審査基準等の作成及び公表要領

1 目的

この要領は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び静岡県行政手続条例（平成 7 年県条例第 35 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政庁である公安委員会、本部長及び署長等（県本部高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）が定め、公表することとされている審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 審査基準

申請により求められた行政庁の許可、認可、免許その他の当該申請に係る者に対し、何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準であって、法第 5 条第 1 項又は条例第 5 条第 1 項の規定により定めるものをいう。

(2) 標準処理期間

申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分を行うまでに通常要すべき標準的な期間であって、法第 6 条又は条例第 6 条の規定により定めるものをいう。

(3) 処分基準

不利益処分（行政庁が法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下同じ。）をするかどうか、又はどのような不利益処分とするかについて、その法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準であって、法第 12 条第 1 項又は条例第 12 条第 1 項の規定により定めるものをいう。

(4) 法令等

法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに県条例、県規則及び県公委規則をいう。

3 審査基準等の作成

審査基準等は、許認可等又は不利益処分に係る事務を主管する県本部所属の長（以下「主管課長」という。）が、審査基準及び標準処理期間については、審査基準（様式第1号）により、処分基準については処分基準（様式第2号）により、それぞれ作成した上、当該許認可等又は不利益処分に係る権限を有する行政庁（行政庁が署長等である場合は、本部長）の決裁を静岡県公安委員会事務専決規則（昭和62年県公委規則第8号）又は静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令（昭和51年県本部訓令第6号）に基づき受けるものとする。

4 審査基準等の公表

(1) 公表の方法

審査基準等の公表は、静岡県警察ホームページ運営要綱の制定について（平成9年甲通達広第49号。以下「ホームページ要綱」という。）に定める本部ホームページに掲載することにより行うものとする。

(2) 公表等の手続

ア 主管課長は、審査基準等を公表し、公表内容を変更し、又は公表している審査基準等を削除しようとするときは、審査基準等の公表等依頼書（様式第3号）を作成し、県本部警察相談課長に送付するものとする。この場合において、公表又は公表内容の変更のときは、公表しようとする審査基準等を併せて送付するものとする。

イ 県本部警察相談課長は、前記アの規定により送付された審査基準等の公表等依頼書の確認を行った後、ホームページ要綱に基づき、速やかに本部ホームページへの掲載又は掲載内容の変更若しくは削除の手続をとるものとする。

5 問合せ等への対応

職員は、県民等から閲覧の要望等があった場合には、本部ホームページにおいて公表されていることその他必要な事項を教示するものとする。

なお、審査基準等の内容に関する問合せ等があった場合は、許認可等又は不利益処分に係る事務を主管する県本部所属の連絡先等を教示するものとする。